

## 非営利法人（仮称）制度の創設に関する検討課題（財団関係その7）

## 第1 総論

## 1 公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する意義、理念

- (1) 公益性の有無に関わらず、一定の設立者意思に従った活動が制度的に尊重されるタイプの法人制度を設けることに意義がある（社団形態の法人制度のほかに、財団形態の法人制度を設ける意義）
- (2) 法人格の付与と公益性の判断を分離するという基本的な枠組みを前提とすると、財団形態の法人についても、公益性の有無に関わらず、法人格を付与する制度の創設が必要となる（公益性を要件としない財団形態の法人制度を設ける意義）
- (3) 人々の結合体ではなく、一定の目的のために提供された財産に法人格を与えることに意味があり、かつ、このことは当該目的に公益性が認められる場合に限定されないと考えられる（(1)と(2)を併せた意義）

公益性を要件としない財団形態の法人を広く認めた場合の懸念として、次の指摘がある。

家産の承継を目的とする財団（家族世襲財団）の設立が可能となり、現行の相続法秩序と抵触するおそれが生じるのではないか。

公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用が阻害されるおそれが生じるのではないか。

債権者（一般債権者、租税債権者）を害する目的等で財団が設立されるなど、法人格の不正利用のおそれが生じやすくなるのではないか。

## 2 「非営利」の意味

財団形態の法人においては、社員が存在しないため、剰余金を社員に分配することを目的とするか否か」といふ意味での「営利」「非営利」の区別はない。

なお、「非営利」の意味とは別に、財団形態の法人において、その対外的活動によって得た利益を設立者（財産の出捐者を意味する。以下同じ。）等に帰属させることを目的

としてはならないものとするものの当否について、検討する。

### 3 目的及び事業

次の2案のうち、いずれの考え方によるべきか。

(1) 公序良俗に反しない限り、制限を設けないものとする。

1 上記2 と同じ

2 法定の存続期間を設けることの当否について、検討する。

(2) 公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設けるものとする。

1 一定の制限の例として、次の指摘がある。

ア もっぱら私益 (例えば、法人の設立者及びその相続人又は個人の経済的利益)を図る目的であってはならないものとする。

イ 主として収益事業を行ってはならないものとする。

ウ 広い意味での公益 (例えば、同窓会のための財団などを含む。)を目的とするものでなければならぬものとする。

2 1の制限を実効あらしめるための方策

1の制限に違反する理事の行為について、監事及び評議員に差止請求権を認める。

法人の活動が 1の制限に違反することを原因として、評議員が法人の解散を求める訴えを提起することができるものとするものの当否について、検討する。

## 第2 各論

### 1 設立

寄附行為の作成、寄附行為記載事項、寄附行為の認証、設立時の役員を選任、設立の登記等について、所要の規定を置くものとする。

例えば、次のような規定を置くこととしてはどうか。

財団形態の法人を設立しようとする者は、寄附行為を作成し、これに所定の事項を記載して署名しなければならない。

寄附行為は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

設立時の評議員、理事及び監事は、寄附行為で定めなければならない。

財団形態の法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

## 2 基本財産制度

### (1) 設立時の基本財産

設立時に一定規模以上の基本財産を備えなければならないものとする。

1 最低基本財産の額については、現行の会社制度における最低資本金の額なども参考としつつ、検討する。

2 設立後の最低基本財産維持義務(処分の制限)の可否については、いわゆる基本財産取り崩し型の必要性を踏まえ、検討する(後記(5)で検討)。

### (2) 基本財産の抛却

設立者は、基本財産を抛却しなければならないものとする。

基本財産の抛却があったことの確認は、誰が、どのような方法によって行うべきか。第三者(登記官、公証人)か、法人の機関(理事、監事)か、設立者の自己証明か。それとも、確認は要しないこととすべきか。

### (3) 基本財産となし得る財産の種類

制限しないものとする。

### (4) 基本財産とするための手続

基本財産とするための手続のあり方について、どのように考えるか。

法定する場合、規律の内容が問題となる。また、手続を法定するのではなく寄

附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではないか。

#### (5) 基本財産の処分の制限

基本財産の処分の制限の要否、制限を設ける場合の規律のあり方について、どのように考えるか。

法定する場合、制限を設ける理由、制限の方法、制限に違反した処分の効果等が問題となる。また、制限を法定するのではなく、寄附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではないか。

### 3 管理 (ガバナンス)

#### (1) 評議員会

評議員会の設置

評議員を3名以上置き、評議員会を構成するものとする。

評議員会は、設立者の意思を補完する機関及び理事者を監督する機関として位置づけるものとする。

権限

評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について決議を行う機関(議決機関)とする。

評議員会の議決を要する事項

理事、監事の選任、解任

計算書類の承認

寄附行為の変更

から までのほか、法人の合併、解散、継続など重要事項の決定

選解任

評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする方向で検討する。

#### 任期等

任期、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、所要の規定を置く方向で検討する。

#### その他

以上のほか、評議員及び評議員会に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

### (2) 理事及び理事会

#### 理事会の設置

理事を3人以上置き、理事会を構成するものとする。

#### 権限

業務執行の意思決定は、理事会で行うものとし、その執行は、各理事が行うものとしてよいか。

理事会の決議により、法人を代表すべき理事を選任することができるものとしてよいか。

#### 選解任

評議員会の議決による。

#### 任期等

任期、欠格事由、法人又は第三者に対する責任等に関する規律について、社団形態の法人に関する規律を参考としつつ、所要の規定を置く方向で検討する。

#### その他

以上のほか、理事及び理事会に関してどのような規定が必要であるかに

ついて、なお検討する。

### (3) 監事

#### 監事の設置

監事を1人又は数人置くものとする。

適正なガバナンスの確保の観点から、監事を法定の必置機関とする。

#### 権限

監事は、法人の業務を監査するものとする。

#### 任期等

任期、欠格事由、法人又は第三者に対する責任等に関する規律について、社団形態の法人に関する規律を参考としつつ、所要の規定を置く方向で検討する。

#### その他

以上のほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

## 4 寄附行為の変更

### (1) 変更の可否

寄附行為の変更をすることができるものとする。

### (2) 変更の要件に関する規律

A案 寄附行為の変更に関する規律を法定する。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為は、評議員会の特別多数（例えば、総評議員の3分の2以上の同意）によ

り変更することができるものとする。

B案 寄附行為の変更に関する規定を寄附行為の必要的記載事項とする。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為には、寄附行為の変更に関する規定を置かなければならないものとする。

の規定を置 4 場合には、変更の要件、その限界についても定めなければならないものとする。

## 5 計算等

### (1) 会計帳簿及び計算書類の作成及び承認

会計帳簿及び計算書類の作成、承認について、所要の規定を設けることとしてよいか。

例えば、計算書類の作成、承認について、次のような規律が考えられるのではないか。

理事は、毎事業年度ごとに計算書類を作成しなければならないものとする。

理事は、計算書類を評議員会に提出し、 の計算書類について承認を求めなければならないものとする。

理事は、評議員会に の計算書類を提出する前に監事の監査を受けなければならないものとする。

### (2) 計算書類の開示

計算書類の開示のあり方について、どのように考えるか。

1 財団を構成する財産については、一般的な開示義務を認める方向で検討すべきではないか。

2 1以外の計算書類の開示のあり方については、社団形態の法人における開示に関する規律のあり方の検討を踏まえ、なお検討する。

## 6 解散

### (1) 解散事由

財団形態の法人は、寄附行為に定めた事由の発生、法人の目的である事業の成功又はその成功の不能、破産、解散を命ずる裁判によって解散することとする。

1 評議員会等の決議による解散（いわゆる任意解散）を一般的な解散事由とすべきか。それとも寄附行為の定めにより、評議員会等の決議を解散事由とすることができるものとすべきか。

2 法人に存続期間を設けることとする場合は、当該存続期間の経過も解散事由となる。

### (2) 休眠法人の整理

休眠法人のみなし解散の制度について、他の法人法制に倣い、所要の規定を置くこととする。

### (3) 解散命令

財団形態の法人の解散命令について、他の法人法制に倣い、所要の規定を置くこととする。

### (4) その他

以上のほか、法人の解散に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

## 7 合併

財団形態の法人の合併について、所要の規定を置くものとする。

## 8 清算

### (1) 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとする。

次の 又は の制限を設けることについて、どのように考えるか。

設立者には、残余財産を出捐額の限度で帰属させることは妨げないが、出捐額を超えて帰属させてはならないものとする。

設立者には、出捐額を含め、残余財産を帰属させることはできないものとする。

## (2) その他

以上のほか、財団形態の法人の清算に関してどのような規定が必要であるかについて、社団形態の法人のあり方を参考としつつ、なお検討する。

## 9 その他

以上のほか、財団形態の法人の規律として、社団形態の法人とは別に検討すべき事項の有無について、引き続き検討する。